

6 月号 CONTENTS

身近にある危険因子

リスクファイナンスを活用した企業防衛 第51回 会社の保険その14

企業を取巻くリスクとその対策 反社会的勢力

時流を読む 「労働生産性、米の7割」「民間委託で杉並区、リスク分析・評価制度導入」

身近にある危険因子

映像が生体に影響を与える事故の多発

「名古屋市と三重県四日市市の映画館で、今年4月28日公開以降7人の人が吐き気など体調不良を訴えた」とニュース報道されました。これは、「バベル」という米国映画の国内配給に伴って起こった事故です。この問題で、米国側は日本の映画館特有の問題であるとして責任はない、というコメントを出しています。輸入映画でこのような事故が発生した場合の過失問題、原因究明体制を含むリスク管理にいかに対応すればよいか、配給元にとっては新たなリスクが発生しました。

映像に伴う事故でみれば、1997年TVアニメーションを視聴していた子どもなど約700名がPSE(光過敏性発作)を発症し病院で治療を受けた「ポケモン・ショック」、2003年7月島根県で体育祭のビデオ映像を講堂で視聴していた294名の生徒が、視聴直後から数時間のうちに50名近くが不快症状を訴え、最終的に36名が病院で手当を受けた事件、また2006年11月にも三重県女子中学校で、ビデオで撮った文化祭の映像をスクリーンに映し視聴した際、それを見た生徒50名以上が不調を訴えるなどの「映像酔い事故」がありました。

これら映像主体が人体に影響を与える事故を分類すると、「映像酔い(手振れなど)」「3D映像による眼精疲労」「光過敏症発作(PSE:Photo Sensitive Epilepsy)」の3つに分類されます。

このうち光過敏症発作については、「ポケモン・ショック」以降、放送業界向けガイドラインが作成されると共に、2005年国際電気通信連合無線通信部門(ITU-R)により新勧告が制定されています。

一方、「映像酔い」については明確なガイドラインがないのが現状です。将来的には、立体映像が普及していく可能性が高く、人間の立体情報処理特性への配慮を軽視すれば、これら映像を視聴することでのリスク増加が予想されています。

そこで国内では、独立行政法人産業技術総合研究所が、「映像の生体安全性評価法標準化」の事業研究が進められており、「ISOスタディグループ」も設立され、国際標準化を目指した動きが急加速で進んでいます。

「映像酔い」とは、TVや映画での映像だけが問題なのではありません。電車に乗ると、最近TVがついている車両が増えてきました。「こちらのドアが開きます」とドアが開く映像を見ていた乗客が、映像画面のドアが観音開きに開いた瞬間、思わず後方に倒れてケガをしたという事故も報道されています。「情報を分かりやすく・効果的に・楽しく」伝えるはずの映像は、リスク対策の現場でも効果的として広く扱われています。立体映像の普及とともに今後ますます多領域で活用されていくことは間違いのない中で、「映像」が生体にどのような影響を与えるのか、いかに映像の悪影響を軽減または回避するのか、研究がさらに進むことを期待します。

ISO(スタディグループ)SGは、独立行政法人産業技術総合研究所に所属する氏家氏をリーダーとし、日本7名・英国3名・スウェーデン・中国・フィンランド各1名で構成されています。2011年11月までに、国際規格化を目標としての作業が進められています。

リスクファイナンス を活用した企業防衛

～リスクファイナンス第51回～

リスクファイナンスとは、リスクにおける経済的損失に対する各種対策を総称する用語です。

日本アルマックでは、この領域を、独自に「財務リスクマネジメント」と体系化させてコンサルテーションしています。

財務リスクマネジメントの視点に立った資金対策事例をご紹介します。

会社の保険

その14 決算書と保険(11)

経営者が役員保険の加入を検討する際の、「必要補償額」の検討で、日本アルマックでは4つの算出方法を検討します。1つは、「会社清算を考えた場合の必要資金の額」、2つ目は「事業防衛を考えた必要補償額」3つ目は「会社借入金等、負債返済を目的とした必要補償額」、そして最後が「事業承継(オーナー会社の場合、相続による会社影響が大きい)を目的とした必要補償額」です。

国内企業の大半が同族会社であることを考えると、多かれ少なかれ、4番目の経営者が亡くなった場合、相続発生に伴う 会社支配権の確保、遺産財産分割、相続税対策などの諸問題で、現金資金が多額に必要なことが多いため、当然役員保険の必要補償額検討で考慮すべき事項です。

しかし、保険について契約の検討を行う状況からみれば、当事者が相続に伴う会社の影響を理解しつつも、第三者にプライベート情報を提供することは嫌います。特に、地方では人間関係の繋がりが狭いなど、プライベートの財産が身近に漏れる可能性があるため、わざわざ東京や大阪の専門家から相談を受けるくらいです。

そのため、「会社清算を考えた場合の必要額」を暫定的に算出して、経営者自身に万一があった場合に、どういったリスクとなる状況が考えられ、その際にどのくらいの現金性の資金が必要になるか気づきを持っていただくアプローチを多用しています。

それでは、具体的に算出の仕方を見ていきましょう。「会社を清算した場合を想定する」ことが、スタートラインです。ここでは、会社の資産をすべて売却することになります。

実務の現場では、会社の資産をどのくらいの価格で売却できるか実際には分かりませんので、概算的に聞き取りをしながら、図1のように各資産の勘定科目の左横に係数を入れていきます。決算書に

掲載されている数値と、現在価格は当然違うからです。また、万一の場合は、売却を急ぐことで、買手から足元をみられ、安く買い叩かれることも想定が必要でしょう。概算的に資産の売却後価格については、資産売却に係る手数料など必要経費も勘案して、例えば売却後資産の額に10%程度を乗じた額を必要経費として差し引くを行います。

次に、会社の負債を差し引いていきます。負債についても資産と同様に、決算書の数値だけでなく、本当の負債の額を出してみます。従業員の退職金などは、決算書に掲載されていない負債の代表格です。概算で必要保障額を算出する場合、その他の保証債務までは踏み込まず、ここまでの内容を考慮して計算します。

今回は、「会社清算による必要保障額算出」の続きをお話します。

図1 資産の清算価値評価(単位:千円)

清算価値 指数 (%)	資産の部	
	科目	金額
100	現金・預金	93,489
90	受取手形	230,961
90	売掛金	187,653
0	立替金	600
60	有価証券	106,145
20	原材料	1,496
0	仕掛品	21,993
0	貸付金	58,551
0	仮払金	4,607
0	未収収益	8,939
0	不渡手形	1,803
0	貸倒引当金	4,400
-	流動資産計	711,836
30	建物	49,442
0	建物付属設備	15,339
0	構築物	496
20	機械	89,581
30	車両	8,843
0	什器備品	11,030
150	土地	393,849
30	借地権	4,867
0	電話加入権	1,037
0	水道施設利用権	1,041
50	投資有価証券	35,950
0	子会社株	9,500
20	保証金	4,731
0	敷金	6,226
120	保険積立金	43,977
0	入会金	948
0	出資金	25,351
-	固定資産計	702,208
0	繰延資産	842
-	資産合計	1,414,887

反社会的勢力に弱みを握られ

巨額な利益供与事件に発展し廃業へ

反社会的勢力

平成 年8月、上場間もない新興企業A社において暴力団組織への巨額の利益供与事件が発覚し、上場廃止に追い込まれた。

A社はIT関連企業としてわずか数年で上場を果たした急成長会社であったが、上場準備の段階で経営者のスキャンダルや重大なコンプライアンス違反を抱えており、その弱みに付け込んだ反社会的勢力が株式公開時に株式を大量取得したことに端を発していた。A社社長は反社会的な要求に対して毅然とした態度を取ることが出来ず、要求をことごとく受け入れ続けて来たため、上場後においてもコンプライアンス問題や反社会的勢力との関わりを逆手に取られ、利益供与を続けざるを得なかった。その結果、ついにその不正が発覚、廃業を余儀なくされた。

反社会的勢力によるリスクは上場企業に限られているわけではありません。中小企業においても、相続や合併・吸収等により100%株主をコントロール出来ない事もありますし、事業承継に関わる紛争に闇の勢力が介入してくることも考えられます。

また、企業の中にコンプライアンス違反や重大なスキャンダルを抱えている場合は、それを逆手に取られて企業経営に関与してくることも十分に考えられるのです。

企業としては、そのような反社会的勢力に付け込まれないような資本政策等の防衛策を取ると共に、企業不祥事やコンプライアンス違反等の弱みを持たないように努める必要があります。そして、なによりもそういった不当な要求やクレームに対して毅然とした態度で対応する姿勢が求められます。

発生の頻度と損害の大きさ(強度)について

上場している会社は勿論、株主が不特定多数となっている企業や大きなスキャンダルやコンプライアンス違反等の重大な弱みを持っている企業はリスクの発生頻度が高いと考えられます。また、反社会的勢力への対応がリスクの強度を大きく左右するでしょう。

リスク対策

リスクコントロール対策

反社会的勢力による脅威には様々な形態がありますが、毅然とした態度で対応し、水面下での解決ではなく、法律や社会のルールに則った解決を図るために以下のような取組が考えられます。

企業姿勢の明確化:反社会的勢力との関係断絶を表明し、社内外に周知徹底する

対応体制の整備:対応専門部署の創設及び対応マニュアルの作成、社内研修等

部外専門家との連携

・法的対抗措置を講じるために、警察や弁護士等の専門家に相談することが得策です

会社法等の関連諸規定の整備

・定款への総会屋・暴力団排除条項の導入や取得条項付種類株式の活用等

株式会社日本アルマック 常務取締役
シニアリスクコンサルタント
社会保険労務士
松本 一成

時流を読む

リスクに対する感性が高まれば、自ずと時代の「先」を読む力が備わってきます。最新ニュースをリスクマネジメントの視点で分析し、今後の展開や社会への影響を予想してみましょ。

労働生産性、米の7割

記事は、日本の労働生産性が2005年で米国の7割程度と、主要国で最低水準にとどまっている、という内閣府の分析結果を伝えています。労働生産性とは、就業者一人当たりが、どれだけの付加価値を生み出したかという、経済の効率性を示すデータです。ちなみに、飲食・宿泊業は米国比4割程度、卸・小売業や運輸業で5割程度となっています。

労働生産性が高いということは、少子化時代にあっても、高い経済成長性が期待できることを意味するため、国が調査事業として国内の労働生産性の低さを具体的に分析し、明らかにしたことは興味深く、国による経済施策の一つの方向が見えるのではないかと思います。現在、諸外国に比べて労働生産性が低い業種は、確実に市場の再編が進むであろうという事実を伝えているからです。まさにリスクとチャンスが明確に混在しています。

民間委託で杉並区、 リスク分析・評価制度導入

記事は、区が事務業務の民間解放に2008年度より本格的に取り組む方針から、民間流のリスク分析や第三者機関を通じた評価制度なども導入すると伝えています。委託業務数は約2,200に及ぶとしていますが、安全対策が必要な作業については、リスクが発生する可能性や影響度などを数値化し、リスクが高い場合は、その分野に詳しい職員OBらが管理指導者となって立ち入り検査を実施し、改善命令などの手続きも明確にしています。官民の競争入札で決める「市場化テスト」が今後進展していくことが予想される中で、リスク管理の市場性も感じられる内容です。安全の観点からは、事故を起こす要因の大半は、「人」が起因した事故ですが、機械化だけでは不十分なのは明白です。では、限られた予算で、どこまで有効性のある結果を導き出せるのか、期待したい所です。

本コーナーは、(株)日本アルマック主催セミナー「全国リスクマネジメント研究会」の内容を編集したものです。セミナーの概要、参加申込方法等については、お気軽にお問い合わせください。

編集後記

5/14改正消費生活用製品安全法が施行されました。事業者は、重大事故を知った日から起算して10日以内に経済産業省への報告が義務付けられたのです。大手メーカー製品による事故、報告の遅れによる被害の拡大を反省しての同法の施行、消費者保護の見地からは、「漸く」といった所でしょうか。作り手の某氏は、研修で「我々(=作り手)が思いもよらない使い方を消費者がすることを肝に銘じなければならない」という内容を云われたそうです。シュレッダー-事故は、保険外務員が連れて来た子が手を入れた、身近になり過ぎたデジタルカメラや携帯電話は精密機器満載、取扱注意のはずが、落とした際の衝撃さえ重要視しない使い手が増えた等々。想定外を想定しての「ものづくり」、技術者は大変だなあと思うと同時に、使い手である我々消費者が、“正しく使う”ことがお互いの幸せのため、大前提だと再認識しました。(櫻井)

RM INFORMATION VOL.54 2007.6

2007年6月発行 定価420円(税込)

ご意見・ご要望は上記までお寄せください。